いのちと健康ニュース　NO. 21

1992年　8月　1日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目2番3号
高齢者労働会館5F　TEL FAX　052-322-0406

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター　第2回総会を開催します

昨年7月7日、結成発足しました「愛知働くもののいのちと健康を守るセンター」は加盟団体（43団体）、協力団体のみなさんの御協力のもとに、いのちと健康を守るための諸課題と運動をとりくんでまいりました。（NO19掲載）

1年間の歩みの反省と教訓を生かし2年目のスタートをきる第2回の総会を開催いたします。

加盟団体、協力団体の代表の方をはじめ多くの会員の御参加をお願い致します。

日時・・・・・・8月30日（日）午前11時～12時30分

会場・・・「犬山館」（名鉄犬山線「犬山遊園」下車、徒歩5分）

第3回　いのちと健康を守る学校

恒例のいのちと健康を守る運動の専門家・相談員の養成をめざす学校です。積極的参加をお願いします。

日時・・・・・・8月29日（土）午後2時　開講
　　8月30日（日）午前11時　終了

会場・・・・・・「犬山館」

参加宿泊費・・15000円（資料代含む）当日受付でお受けします

申込み・・・・・8月21日（金）まで

愛知健康センター　TEL・FAX　322-0406

第3回　いのちと健康を守る学校講義内容の紹介

８月２９日（土）午後2時　開講

第１講義　「私たちの健康問題と労働・生活」

講師：愛知県保険医協会地域医療部長　徳田　秋先生

＊　先生は、名古屋市北区あじま診療所で地域医療活動に専念＊
＊されています。その立場から、多くの働く人たちの診察や＊
＊健康相談・指導をされておられます。そして、「忙しくて＊
＊休めない」という人に「倒れる前に休む勇気を持ちなさい」＊
＊と生活指導をされています。実践的な講義です。　＊

第２講義　「働くもののメンタルヘルス」

講師：名古屋大学付属病院精神科医師　粥川　裕平先生

＊　先生は、先回、いのちと健康大学で「ストレス時代を生き＊
＊抜くために」というテーマで講義してもらいました。　＊
＊　仕事上から精神的に負けて自殺までいく痛ましいケース＊
＊など、現代を生き抜くためのメンタルヘルス（心の健康）を＊
＊どうとりくむか。期待の講義です。　＊

８月３０日（日）午前8時３０分～１０時５０分

講演　「人間らしく生き働くことといのちと健康を守るとりくみ」

講師：名古屋大学医学部教授　山田　信也先生

～～～

三井物産・石井淳さん過労死申請

遺族の訴えを認め業務上と認定

7/14　東京・中央労基署

既報、「いのちと健康」ニュース NO4 で掲載しました三井物産・石井淳さんの遺族が申請していた過労死労災申請が、石井さんの３回忌にあたる7/15に東京・中央労働基準監督署から業務上労災として認めるむね遺族に通知してきました。

三井さんは、ロシア語が堪能でソ連との取引を担当しており死亡前の１年間に計１０回、延115 日間に及ぶソ連出張をし国内にいる間も頻繁に出張をしていました。

死亡直前の１週間は、最終段階にはいった大型プロジェクトの打ち合わせのために来日した４名のソ連技術者をむかえ、愛知県下の取引工場に同行し一人で交渉、通訳接待に従事していました。

そして５日間予定の出張の最終日に宿泊先のビジネスホテルのシャワー室で倒れ、発見されたときには既に死亡していました。

特に難しいとされたホワイトカラーの過労死に、ようやく救済の手がさしのべられたケースです。

「大手商社マンでは初めての認定」と過労死弁護団は言っています。

しかし申請から１年８ヶ月もかかりました。７万人をこえる支援署名がよせられ、結論を引き延ばす労働省を追↗

↙ いつめました。7/15は丁度石井さんの3回忌にあたります。

それまでには認定をという遺族・妻幸子さんの願いがかないました。

中央労基署は、海外出張による過労を含め、総合的判断による認定と説明しています。

死亡前１週間の負担として、

① 朝起きてから夜寝るまでが実労働時間だった。

② ただ一人の通訳であった。

③ 発症前日の高温多湿の天候のなか、観光の接待が行なわれたことをあげ、業務と死亡との関係を認定しました。

石井さんの遺族、妻幸子さんは、「職場の方などの支援に感謝しているが、労災認定を得るまでに多くの人の力を借りてアピールしなければ、認定作業がすすまない労働行政の現状に、怒りを感じました。

夫が帰らぬ寂しさ、苦しみが多くの家庭に広がらないよう願っており、会社も夫のような犠牲者が二度とでないよう努めてほしい。」と語りました。

（　7/15付「赤旗」報道より転載）

ＮＴＴの井上富士子さん勝訴

けい肩腕障害は職業病と認定

最高裁・ＮＴＴの上告棄却

電話交換手のけい肩腕障害は職業病だとして、ＮＴＴにその責任を求めていた裁判で、最高裁は7/14、原告が勝訴した高裁判決を正当と認め、ＮＴＴ側の上告を棄却する判決を言い渡しました。

訴えていたのは、ＮＴＴ熊野局に勤めていた井上富士子さんです。

交換手を削減するという電電公社（当時）の過酷な合理化のなかで、けい肩腕障害になり、職業病と認めない公社側を相手に1976年、裁判をはじめました。

裁判は、一審の津地裁が職業病と認定。二審の名古屋高裁では、一審が二年とした職業病の期間を七年と認定。

さらに、「『加齢的変形性頚椎症』であっても業務起因性を認めてもよい。」として、同症を理由にけい肩腕障害を職業病と認定しなかったこれまでの事例から一歩踏み込んだ見解を示しました。

今回の最高裁判決は、この高裁判決を是認したもので、事実上原告勝訴が確定しました。

代理人、村田正人弁護士は「非常に意義のある判決。各地で労基署に対する業務起因性の認定闘争がやられていますが、大きな励ましになると思います。」と話しています。

（7/15「赤旗」報道より転載）

お知らせ

日本・ドイツ労働問題共同セミナー

9/20～21　名古屋で開催

労働時間短縮が最もすすみ労働者がゆとりをもって働いているドイツの現状と、利益至上主義のもとで長時間・過密労働を強いられている日本の労働者の現状を比較し、問題点を浮び上がらせるセミナーです。一人でも多くご参加ください。

日時：（1日目）
9 月 20 日（日）
午後1 時　～6 時
（2日目）
9 月 21 日（月）
午前10時～午後5 時

会場：　名大病院医学部鶴友会館
（地下鉄・ＪＲ「鶴舞」下車）
（名大病院構内東南・名工大正門前）

参加費：9/20　1.000 円
9/21　2.000 円資料代含む

～～～